

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	母子の健康保持					
対象	身体の発達が未熟なまま出産し入院が必要な乳児					
意図	生後速やかに養育に必要な医療を受け、正常児の機能を得る。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
養育に必要な医療給付を行う。						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	養育医療申請数	人	計画	20	18	
			実績	17	14	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
<ul style="list-style-type: none"> 生後速やかに必要な医療を受けて、早期に正常児と同様な機能が得られることを目安とすると、入院日数が短いほど軽度な状態での出生となる。 		
目的妥当性	公共関与の妥当性	母子保健法に基づき実施している事業のため妥当である。
有効性	成果の向上余地	生後速やかに適正な医療を受け、若い両親の経済的負担の軽減ができ有効である。
	事業費・人件費の削減余地	必要な医療を適切に受けるための医療費であり、H25年度からの新規事業で従来の職員数で行っている。
公平性	受益と負担の適正化余地	母子保健法に基づき事業を実施している。主治医の意見書により必要な児に適切に行われている医療に対する給付である。
総合評価 …上記評価結果の総括		
生後速やかに養育に必要な医療を受け、正常児の機能を得ることにより、今後の育児不安を取り除き、また若い両親の経済負担の軽減になる。		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業

単位：千円

	27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	4,250	4,172		△ 78
財源内訳	国・県	2,579	2,526	△ 53
	地方債			
	その他	809	801	△ 8
	一般財源	862	845	△ 17

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標
安心して必要な医療を受けています。

事業開始の背景・経緯
・昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。平成25年度、権限委譲により身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して医療給付を行う未熟児養育医療給付事業が開始となった。

事業概要
養育に必要な医療給付を行う。

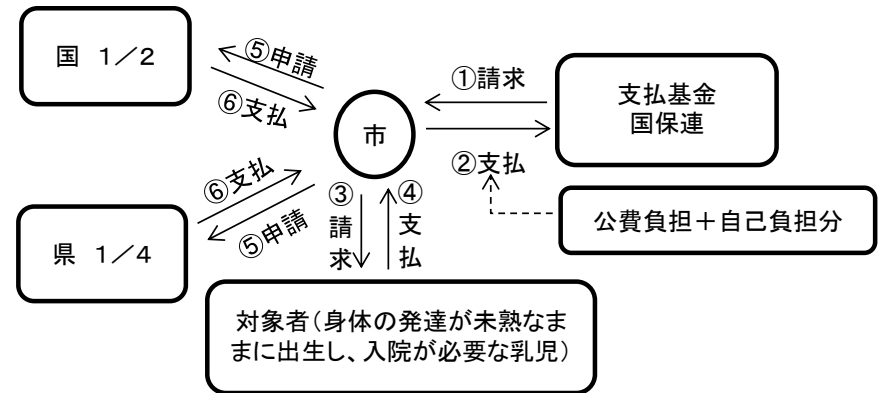
事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤容子 内線 390

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

- 養育医療 H28 4172千円 (▲78千円)
未熟児養育医療とは、身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの(母子保健法第20条)
なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担はなく、市がいったん全額支弁する。その後所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。



養育医療事業 (円)

	見込数	実人数	予算 (千円)	歳入	決算	H29年度返還金
支弁額			10,000		4,169,951	
自己負担額			646	801,320	801,320	
公費負担額			9,353		3,368,631	
国 1/2			4,677	2,806,200	1,684,315	1,121,885
県 1/4			2,338	2,338,500	842,157	1,496,343
市 1/4	18	14	2,338		842,159	

※ 公費負担額 = (国・県・市)

平成 28 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

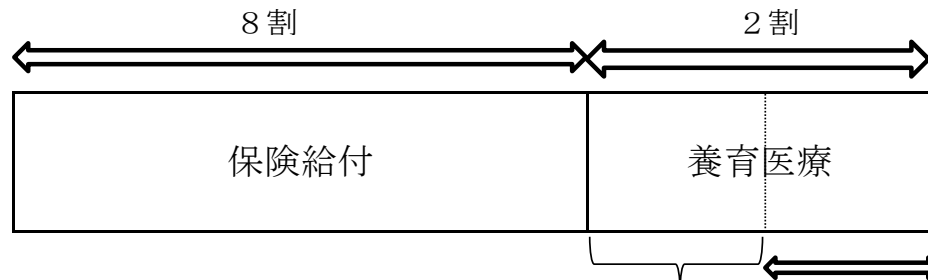
■養育医療の対象者（母子保健法第6条第6項）

具体的な要件（厚生省児童家庭局長通知昭和62年7月児発668号）

- (ア) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- (イ) 生活能力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状のもの

1 一般状態	(1) 運動不安、けいれんがあるもの (2) 運動が異常に少ないもの
2 体温	摂氏34度以下のもの
3 呼吸器循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続するもの (2) チアノーゼ発作を繰り返すもの (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向にあるもの (4) 呼吸数が毎分30以下のもの (5) 出血傾向が強いもの
4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がないもの (2) 生後48時間以上おう吐が続くもの (3) 血性吐物、血性便のあるもの
5 黄疸	(1) 生後数時間以内に出現 (2) 異常に強い黄疸のあるもの

■養育医療給付の範囲



※給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付す

公費負担割合
 国 1/2
 県 1/4
 市 1/4

■徴収金の算出基準

- ・徴収金の算出にかかる対象者は生計を同一する未熟児の扶養義務者
- ・算出の対象となる所得税は前年分、市町村民税は当該年度分
(1～6月診療分については所得税は前々年分、市町村民税は前年度分が対象)

世帯の階層区分		徴収金月額（円）
A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	2,600
C 1	A階層及びD階層を除く市均等割額のみ賦課	5,400
C 2	町村民税課税世帯 所得割額賦課	7,900
D-1	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,000円まで	10,800
～		～
D-1 3		229,400
D-1 4	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,001円以上	全額

■医療給付費 4,170千円 (前年比▲78千円)

■診査支払い手数料 2千円